佐賀県公安委員会　御中

警察法第七十九条一項に基づき、以下の通り苦情を申し出るものです。速やかな対応とご回答をお願いします。

一、佐賀空港西側の隣接地での駐屯地工事は違法であり、これを止めるための取り締まりを行うこと。
二、貴殿がこれを行わない場合、やむを得ず私たちが「私人による法の執行」としてこの工事を止めるための非暴力の行動を取る場合がありますが、その際に平穏な環境が維持されるようご配慮をいただきたい。

理由：

佐賀空港への自衛隊輸送機オスプレイ配備計画に関し、防衛省は６月１２日、佐賀空港西側の隣接地で駐屯地工事に着手しました。しかしこの計画は、工事の対象となる土地の地権者全員の同意を得ておらず、違法なものです。実際、複数の地権者が工事の差し止めを求めて裁判を起こしています。

工事の違法性はそれだけではありません。国の最も重要な法規である憲法９条に明白に違反します。駐屯地の主な目的とされるオスプレイは、2017 年 4 月の地権者説明会で配布された防衛省のパンフレット「陸上自衛隊の佐賀空港利用について」によれば、「島嶼防衛や奪回」を目的に新設される「水陸機動団」を「島嶼部に迅速に投入する」ためにオスプレイを使用する、としています。つまり、あからさまに隣国との軍事衝突＝戦争の準備のためであると述べています。その行動半径も、2014 年に住民説明会などで使った資料[注]にある図では、１回の空中給油で行動半径が 1,100 キロにも及ぶとされ、朝鮮半島全域と中国大陸の東部もその範囲に入ります。このような能力と目的を持つ行為が「戦争の放棄」を定めた憲法９条に違反することは明らかです。

前者の違法性に対しては、警察法第二条（警察の責務）が、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査にあたる、と定めることにより、また後者に対しては、同法第三条の「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする」との趣旨に鑑みて、いずれも貴殿の取り締まりの責任に属すると考えられます。

その責任に応えていただくことを要請致します。

もし貴委員会と県警とが上記の行為を放置するとすれば、やむを得ず「私人による法の執行」が必要と思われます。そのような例としてよく知られているのは、痴漢行為の現行犯を目撃した場合の私人逮捕ですが、もちろん対象となる違法行為は痴漢行為に限られるものではありません。

もし私たちがこのような法の執行行為を行わざるを得ない場合、その場の平穏な環境が維持されるようご配慮をお願いします。

市民有志（50 音順）

・・・

・・・（連絡先：　　）

・・・

・・・

・・・

2024 年 1 月 9 日
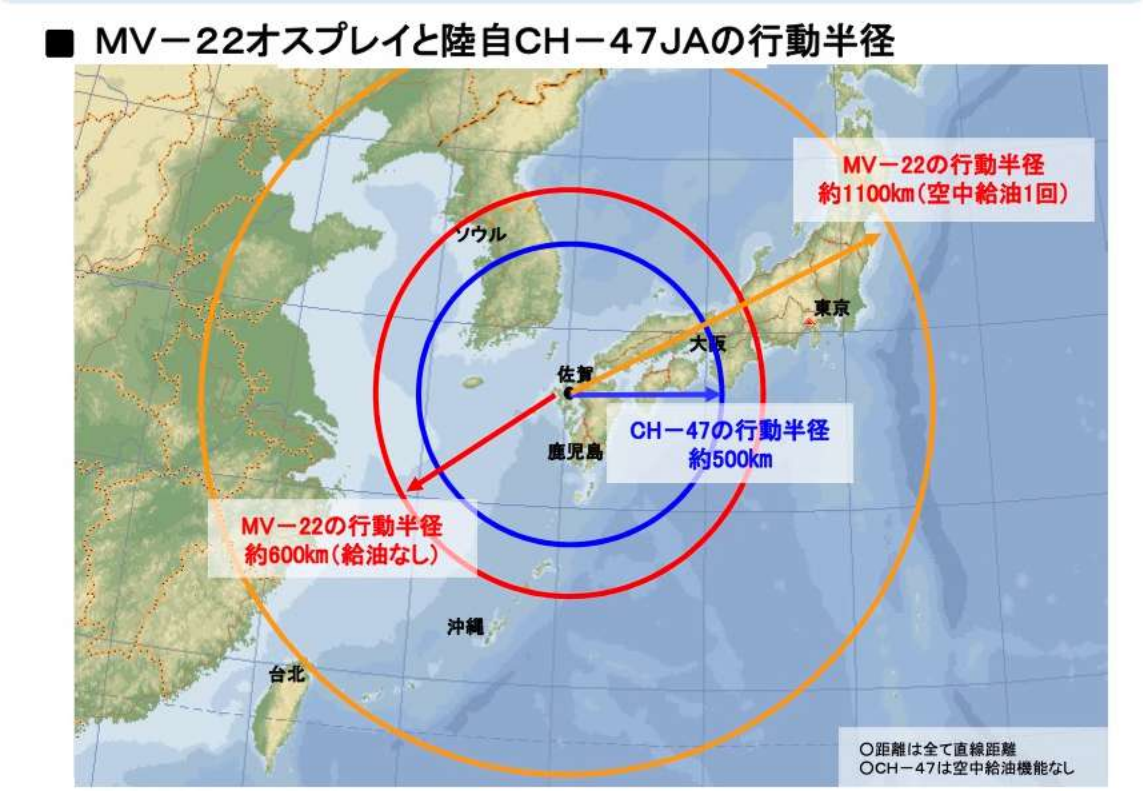
[注] https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/topics/107sagasityoukai/260901sagapanfu.pdf